

別表（Ⅱ）高等学校教諭一種免許状（英語）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

2019年度～令和2年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎 I 憲法・基礎 II	2 2		
体育	2	健康スポーツ I a 健康スポーツ I b 健康スポーツ I c 健康スポーツ II a 健康スポーツ II b 健康スポーツ II c (スキー) 生活と健康		1 1 1 1 1 2	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 I A 英語 I B	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
			授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	8	道徳教育		2	※1
	総合的な学習の時間の指導法		「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導 教育実習 I 教育実習 II	1 2	2	※1
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		24	4	24単位必修

## ○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	英語学	20 単位	言語学概論	2	2	選択科目から 2 科目 4 単位を必修とする。	
			英語学概論 I	2	2		
	英語文学		英語学概論 II	2	2		
			英語学概論 III	2	2		
	英語コミュニケーション		英語学 I	2	2		
			英語学 II	2	2		
	異文化理解		英文学史 I	2	2		
			英文学史 II	2	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		英文学概論 I	2	2		
			英文学概論 II	2	2		
要修得単位		24		24	4		

## ○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照		12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて <u>12 単位以上</u> を修得すること。	

備考：

1. それぞれ所属する学科の卒業所要単位のほかに、上記単位数を修得しなければならない。ただし、「教免法施行規則 第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)、および「教科及び教科の指導法に関する科目」の「英語コミュニケーション I」、「英語コミュニケーション II」、「比較文化 I」、「比較文化 II」は、卒業所要単位と併用できる。  
なお、商学科英語専修にあっては、「教免法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)、および「教科及び教科の指導法に関する科目」を卒業所要単位と併用できる。
2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「道徳教育」、「教育実習 I」は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含めることができる（※1）。
4. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち **24 単位** を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
5. この表の各科目は、別表 (III) と併用できる。なお、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表 (I) ~ (VI)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。